

○
公明ニテ日中ニ残務整理ヲイフルコト著シ今日中ニ整理不
能ノ場合ハ委員ヲ定メ更ニ為ラシムルコト

○以上各段ヲ実施シ能ハサル場合ハ本部ノ幹部迄ニ委
員ヲ辞スルコト

午後一時ヨリ支部長會議ヲ開催前記各段ノ決議ヲ以テ異
議ナクモ可決シ更ニ五ノ三段ヲ附加決定セリ

○就業前ニ於テ三井三池ノ各工場鉦山ヲ一團トスル勞働
組合ヲ組織スルコト而シテ其ノ組織ニ関シ各支部ヨリ創
五委員ニ名宛ヲ送出スルコトナリタルモ未ダ其人送至
ラス

○七月一日ヨリ一應出勤シテ月間会社ノ所謂誠意ハルモノ
ヲ確メ然ル後其ノ誠意ヲ認ムル能ハサル場合ハ勞働組

合ヲ以テ對抗スルコト

○客月ニテ七日止シユ四名カ無断出勤シタルニ對シ罷業
團ヲ除名スルコト

而シテ勞働組合組織ニ関シテハ主トシテ松本作中
三名也ニ當リ各工場鉦山連絡提攜ヲ策メテハ奔走
シ居レルモ未ダ具作化スルニ至ラス

○然ルニ前記役員會ノ決議ニ對シ一般多議團員中ニア
リテハ尚不服ヲ唱フルモノ不撓ヲ以テ二十九日午後一時ヨリ
一般ノ投票ニ諮リタル處結局復級派多數ヲ得タルニ
其ノ時機ニ就キ尚異論アリタルモノ遂ニ各分ノ間鉦山
側ノ形勢ヲ觀望シ徐クニ其ノ態度ヲ決スルコトナリタルガ
鉦山側ニ於テ客月三十一日支部長ノ調停ニヨリ急ニ轉直下解

○